

日	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

住民ハ各所ノ交通杜絶ノ爲目下茂山白岩方面ノ地域
 ニ少ナクトモ十万元以上蟻集シオルモノ如ク(詳細ハ返信
 杜絶ノ爲分明ナラサルモ之等難民中ニ相尊敬ノ内地人
 モ混入シオル否)シカモ今地方ハ食糧逼迫シオル地帯
 ナル爲續々餓死者ヲ生ジオル模様ニシテ之等難民
 ノ運命ハ誠ニ憂慮ニ不堪人道上ヨリモ放置ヲ許サ

ザル現況ニアリ現地ニ於テモソ側トモ未得ル限リ俵衛スベキモ
 至急聯合軍側トモ交渉ノ上ソ聯ヲシテ万全ノ措置ヲトラ
 シムルコトニ付諒解ヲ得ラルル様ニ高配ヲ得度

大日本帝國政府

一應
供覽

管理官長了 民政課長長 控

昭和二十年九月三日(九月二日發)

朝鮮總督

內務大臣宛

電報譯文

八月二十七日附當方電照ニ付ルル八月三十一日附
回電一件「貴電第二項ニ付テハ朝鮮總督府
トシテ在留同胞ノ生命財產等ノ保護等ニ
最善ノ努力ヲ拂フベキト勿論ニシテ現ニ之ニ

大日本帝國政府

関シテハ萬般遺漏ナキヲ期シアルガ當方照會
ノ要莫ハ朝鮮總督府トシテ現在在留リ職務ヲ
遂行シ得ヤル至リタル場合ニツイテハ措置進退
ニ付中央ノ意照豫メ報シニ付ルモノナルニ付
為念」

闇物價調查表
飲食料品

塩干魚類

乾明太魚	20 匹	10. —
塩鯖	1 尾	3. — 3.50 (普通 3.50)
又ルメ	10 枚	20. —
煎子	100 枚	7. —

昭和廿年九月七日

闇價格調查ニ関スル件

調査課

昭和廿年九月六日午前十時ヨリ午後四時迄京城市内
南大門通り(自京城駅至鮮銀前)本町通り(自一丁目至
五丁目)鐘路通り(自和信前至四丁目)東大町区新設町
附近(四ヶ所)巨少露天類ノ闇商人並ニ店舗ニ於テ物品
販賣價格ニ付テ調査セル結果概要別紙通りニ付此段
御報告申上候

穀物類		
白米	5升	110 ^円 —125 ^円 (120.—)
餅米	〃	120—130.— (125.—)
大麥	〃	70.—
小麥	〃	40.—

肉類		
牛肉	1斤	10 ^円 —20 ^円 (15.—)
鶏	1羽	55.—
鯨肉	1斤	3.—
嗜好品類		
清酒	1升	40 ^円 —50 ^円 (45.—)
マカ	1杯	2.—
煙草	卷10本 刻1袋	1.5—3.50 (2.50) 3—4— (3.50)

生果蔬菜類 (續#)

葱	小一束 大一束	1.00 2.00
朝鮮南瓜	1個 (直徑約30)	8.00
午夢	一束	5.00
馬鈴薯	一貫匁	15.00
サツマ芋	一貫匁	20.00
茄子	8個	5.00
胡瓜	10本	8.00
ヲクン草	一束	1.50

生果蔬菜類

林檎	青1個 赤1個	1.00 1.50~2.00 (普通1.50円)
梨	小1個 大1個	1.00 2.00
桃	1個	1.00 2.00 (普通1.50)
金マクワ	大	13.00
マクワ	小 大	3.00 5.00
葡萄	100匁	5.00

其他 (食物)

パン	丸 14	1.00
	蜜入 14	1.00
	砂糖付 34	5.00
ア入饅頭	14	2.00
最中(比計向)	34	5.00
ドーナツ	34	5.00
カステラ	1カマ	160.00
羊羹(小豆)	1本	12.00
草羊羹	"	8.00
ゼリー	1人前	0.50
アソ	大 小	1.50 1.00
ぜんざい	一杯	2.00 3.00 (2.50)
志るこ	"	2.50
煎餅	100分	20.00
"	太く個	1.00
親子丼	一杯	10.00
カレーライス	"	5.00

食料雜貨類

焼海苔	10枚	7.00
味附海苔	1罐	5.00
鶏卵	10個	20.00
ワカメ	1束	4.00
砂糖	1斤	20.00

其他 (飲物)

紅茶	1杯	円 1.50
甘酒	"	1-
氷水	"	2-

其他 (食物) 送

タバコ	1杯	2円
ウイスキー	"	2-
ビール	1杯	2-
餅	1ヶ	1-
アイス	1ヶ	1-
キャンディ	4ヶ	1-
ワッフル	1ヶ	2-
シュークリーム	1ヶ	4-
天ぷら	1ヶ	3-
豆腐	1ヶ	1-
ミソ汁	1杯	2.50

纖維品類		
本綿	白 1ヤ-ル	15. —
	黒 "	19. —
芥ル	白 1ヤ-ル	8.50
	國産色 "	8. —
付一	黒 1ヤ-ル	23. —
	紺 "	20. —
	紺 "	30. —
黒木綿	1ヤ-ル	40. — 50. — (45. —)
靴下	綿 1足	2. — 3.50. — (2.50)
	絹 "	7. —
朝鮮木綿	1ヤ-ル	7. — 13. — (10. —)
足袋	1足	5. —
地下足袋	1 (8枚)	20. —
運動靴		20. — 24. — (22.0)

手袋	1足	1.25 — 5. — (普通 2. —)
軍手	"	2.50 —
市民服	1着	200. — 220. — (210.)
	黒色 1着	250. —
背広	1着	350. —
軍服	"	50. — 60. — (55. —)
子供服	"	30. — 45. — (40. —)

織維品類(續)

布圍袋	1個	150.00
蚊帳	疊敷1個	80.00
ワイシャツ	1枚	15.00
子供ワイシャツ	"	10.00~15.00 (12.50)
コンビネイション	"	15.00
子供シャツ	"	8.00
子供カーフ	"	10.00
ベビー服	"	25.00
風呂敷	"	9.00
枕カバー	"	4.50

織維品類

マスク	1枚	15.00
洗面袋	1個	5.00
雨コート	1個	45.00
朝鮮ワイド	1枚	25.00
ハンカチ	1枚	1.00
綿	1匁	50.00
鼻緒	1足分	10.65~1.00 (0.80)
ミンソ糸 大	1巻	15.00~25.00 (20.00)
" 小	1巻	15.00
白紐	1尺	0.80
ゴム紐	1尺	0.50
白太紐	1ヤル	1.00~2.00 (1.50)
紐 大	30尺	18.00
" 中	"	12.00
" 小	"	3.00
リコック	1個	150.00
オーバー <small>(セーター)</small>	1着	108.00

其 他		
電気インロ	1ヶ(1KW)	25円00
ゴ サ	3枚	70円00
麥稈帽	1ヶ	4円00

其 他		
鍋	1ヶ	45円00
釜	1ヶ	50円00
マッチ	1包	6円50~10円00 (8円00)
化粧石鹸 チツソ	6ヶ~8ヶ	10円00
花王	9ヶ	10円00
洗濯石鹸	1ヶ	4円00
仁丹	1ヶ	1円00
ローソク	大6本	3円50
ミシン針	1本	2円00

豫前底止又ル所ナキ昂騰振リヲ示セル高價檢査念及、大正九年上旬時ニ市場ニシテ
シ来レル院區物資大洪水ニヨリ只管昂騰、一流ヲ示シ、アルハ本國産品ニシテ
ナル所ナリ。

試ミニ、白米、清酒、砂糖、服類、石鹼等、就キ豫前ノ高價格ト今日、ソレト
ラ比較檢討スルニ、白米五升、三百圓ガ百式十円ニ、清酒一升、百圓乃至百六
十圓ガ四十円乃至四十五円ニ、砂糖一斤、百二十円ガ二十円ニ、國民服一着、六
百円乃至八百円ガ二百円ニ洗濯石鹼一個三十七八円ガ四円ニ何レモ大巾ノ下落
ヲ示シテ居リ、此、傾向ハ今後一定期間持續セラル、モノト思料セラル、但シ
一部農産物ヲ除キ大多数ノ商品、現在ノ手持額、膨張並ニ今後ノ生産狀況
ヨリ増シ早晚大中反騰ニ轉スルモノト考ヘラル。

而シテ市場ニ於ケル内地人ノ買渡リ狀況ヲ察見スルニ、重心ガ常ニ主食物ヲ
ル米穀類、生鮮蔬菜類、塩干魚類等、置カレ居ルニ、最近ノ現象ニシテ、
最近米穀配給ニ於ケル大豆、小麦、米、鹽、糖、配給機械が假死狀態ニ墮タル結果、

蔬菜類、塩干魚類等ノ配給力全ク停止サレルニ至リタルコト等ガソレ主ナル原因
ニシテ、高價ノ下落ニモ抑ラヌ、生活不安ハ一層身ニ及ビ、感セラレツツアルハ者
遍スベカラサル事實ナリトス。

尚、價格表、午前十時ニリ午後四時迄ノ價格ニシテ此等ハ天候、晴間等ニヨリ
必スシモ一定セズ、即チ午後天候以後或ハ俄雨等、晴ニ於テ、パン一個一円ガ
七十錢ニ、林檎一個二円ガ一円五十錢ニ、麻糬サレツ、アルハ層々街路ニ散
見セラル、所ナリ、又、豫シテ都心地区タル中區方面ヨリ、郊外地区ガ廉價ニ販
賣サレツ、アルコトモ一服ニ見受クル所ナリ。

更ニ砂糖、小麦粉等ハ、六日頃ヨリ漸次海ヲ消シツ、アリ、之等ハ、在産品
ノ出立ニヨリ一時的現象ナラント思料セラル。

A-1-001-2第七卷

商價格調查表 昭和20年1月30日調查

食料品目	品名	銘柄	單位	商價格	公定價格	指數	
						19年價格	19年末=100
食料品目	白米	上	(穀物類) 一斗	500.-	4.89	110.-	454.50
	大豆		"	300.-	4.30	80.-	375.-
	小豆		"	400.-	5.60	100.-	400.-
	胡麻		百匁	30.-	.60	10.-	300.-
	小麥粉		一袋	400.-	10.78	70.-	57.4
	朝鮮餅		十口	10.-	.29	5.-	200.-
						平均	383.5
			(飲料)				
	清酒	鮮産一級品	一升	120.-	7.90	50.-	240.-
	燒酒		"	80.-	3.70	40.-	200.-
	濁酒		"	30.-	1.20	10.-	300.-

昭和20年
6.10
30日

化學工業統制會朝鮮支部

0067

	麥酒		一本	10.-	2.-	3.-	333.3
						平均	268.3
			(調味料)				
	醬油	鮮産一級品	一升	不明	.98	—	—
	味噌		百匁	2.-	.20	—	—
	砂糖		一斤	80.-	.46	30.-	266.6
	唐辛子		"	100.-	.92	25.-	400.-
	胡麻油		一升	200.-	4.00	50.-	400.-
	食酢		"	不明	.80	—	—
						平均	355.5
			(食料雜貨)				
	甘藷		一匁匁	不明	1.26	15.-	—
	馬鈴薯		"	30.-	1.55	12.-	250.-

化學工業統制會朝鮮支部

0068

白菜		一貫匁	15.00	1.65	10.-	150.-
大根		"	20.-	1.67	8.-	250.-
葱		百匁	1.50	.17	4.-	37.5
林ゴ		一匁	4.-	.12	1.-	400.-
牛肉		一斤	35.-	3.52	10.-	350.-
豚肉		"	35.-	3.52	8.-	437.5
生鶏	大	一羽	100.-	-	35.-	285.7
鶏卵		一個	3.-	.16	1.-	300.0
塩石首魚		二十尾	60.-	3.01	-	-
乾明太魚		"	40.-	1.65	15.-	266.6
鮮魚	生鯛	百匁	不明	.71	-	-
煎子	中羽	"	10.-	.95	3.-	333.3
海苔	小判	十枚	2.50	.51	2.50	100.0

化學工業統制會朝鮮支部

0069

粉乳		一罐(四五匁)	不明	3.40	-	-
茶	正嘉撰	一斤	"	2.30	-	-
澤庵		百匁	"	.14	-	-
菓子	ビスケット	"	"	.88	-	-
					平均 263.4	
					食料品平均 317.7	

0070

	品名	銘柄	単位	團價格	公定價格	備考
衣 料 及 身 週 品 (一 六 品 目)	綿織物	粗布	一碼	50.-	60	25.00 200.00
	本絹織物	茶葉紗	"	80.-	2.52	35.- 228.50
	人絹織物	"	"	30.-	.41	15.- 200.-
	綿襪	"	"	50.-	1.68	15.- 333.3
	綿襪	=合襪	一襪	不明	16	5.-
	シャツ	綿合物	上下一着	250.-	7.30	150.- 166.6
	"	混毛名物 四号カジ	"	300.-	11.81	300.- 100.-
	團又版	2号	一着	800.-	56.-	500.- 160.-
	2本爪	3割混材	一枚	10.-	.33	—
	靴下	綿製	一足	15.-	.40	11.- 136.3
足袋	"	"	20.-	1.10	—	
ゴム靴	女物	"	100.-	3.25	50.- 300.-	

化學工業統制會朝鮮支部

0071

	地下足袋		一足	150.-	3.25	50.- 300.-
	靴	草製	"	400.-	26.14	150.- 266.6
	洋傘	綿製	一本	100.-	7.50	30.- 333.3
	下駄	男並物	一足	15.-	5.-	—
						平均 218.7
造 料 (四 品 目)	石炭	無煙炭	一噸	30.-	3.89	15.- 200.-
	煉炭	九ヶ穴	一噸	25.-	3.25	10.- 250.-
	薪	松材割	一束(八割)	20.-	3.10	15.- 133.3
	木炭	"	一張	50.-	6.10	25.- 200.-
						平均 195.8

化學工業統制會朝鮮支部

0072

	化粧礫		一 コ	15.-	.20	5.-	300.-
	洗濯礫		"	40.-	.61	10.-	400.-
家庭用	燗 寸		一 袋	30.-	.50	5.-	600.-
雑品	磁 針	大	一 本	1.-	.01	.50	200.-
	陶磁器	サハリ皿物	一 コ	10.-	1.08	8.-	125.-
	"	茶 碗	"	5.-	.31	—	—
(日用品)	鍋	716ニシハ製	"	200.-	5.39	.50	400.-
	釜	"	"	300.-	9.40	.90	428.5
	バケツ	亜鉛鍍	"	30.-	1.60	—	—
	産紙		日 枚	5.-	.18	—	—
						平均	350.5

口下機通記(中)

昭和二十年九月七日

陸軍省陸軍部
陸軍部第二部
菅野少将官

内務省
省理局長殿

聯合軍最高司令部對之折衝方要望事項
本件ニ關スル外務省有案の局力一課長ノ意見別添ノ通
ナルニ付右即答ノ旨送付ス 委曲有ニテ即了急務也

外務省

(日本標準規格B5)

0075

聯合軍最高司令部對之折衝方要望事項

ニ關スル件

(朝鮮ニ於テ軍事行動ノ旨)

一 日本側ノ和ヲシム宣言受諾ト同時ニ朝鮮ニ於ケル統治權ハ
消滅セリトシ、朝鮮主權ハ喪テリ。朝鮮ニ於ケル統治權ハ諸和
條約ヲ履行シ能クテ決定セラルモノナリ。況ヤ未定ノ日ヨリ、
自身未ク朝鮮ノ勝敗ヲ認メ居ラサルモノナリ於テオヤ

二 一般命令及降伏之旨ニ依リ日本政府ニ課セラルル行為ハ
朝鮮ニシテ適甲セラルモノナリ右兩之旨ノ實施ノ態様ハ朝
鮮ニ在リテ必ズ軍指揮官ノ意向ニ左右セラルモノナリ。從テ
朝鮮ノ朝鮮人日本内地ト異リ將來勝敗上ヲ予想サル特殊
地域ナリトシ、從テ日本行政官ニ施設ヲ委ヌルヲ得ストシ日本
行政官ノ施設ノ責任ヲ解除スル場合俄方ハ之ヲ拒否スルヲ

外務省

(日本標準規格B5)

0074

待

三、此の場合朝鮮、三八を南北に依り施政、總據ヲ得ルニスル
 コトナルニ右の米最高司令官トソ軍司令官トノ向懸ニシテ
 我方トシテの急ヤ商ニシテ得ス、我方ノ謂ヒ得ルニ三八を以て北ニ
 テ、(1)最早我方ニ於テ聯合委員側家ヲ子孫ヲ實施スルニモ、
 任ヲ得ハサルコト、(2)右地域ニ残存スル邦人ノ生命、財産ノ保
 護ヲ得ルコトノ二事ニシテ

外務省

(日本標準規格 B5)

昭和二十年九月五日

訓令

内務省大臣官房

大日本帝國政府

一 北洋三八度以上ニ於テハ餘額ノ日本領ボツダム直轄受領ト同時ニ朝鮮
 ニ於ケル統治權ハ併收セリトノ解釋ノ下ニ一切ノ行政權ヲ併收スル旨ヲ
 公言セテ之ヲ國庫ノ指定セル半島人ノ政治委員ニ委力ヲ以テ移讓セシメ
 タリ一之ガ詳細ハ陸軍ノ邊(線)ニ關ル第一號命令及海軍文書ニ依リ日本政府
 ニ兼セラレタル行爲ハ朝鮮ニモ亦適用セラルモノト稱セラルルヲ以テ
 前述ノ如キ餘額ノ範圍ハ其ノ要求ヲ充足スルコトヲ切ゲルコトナル
 此ノ點ニ關スル貴方ノ解釋如何國體要義事項ハ三八度以北ニ於テ
 ハ並列併收セラレタルニ依リ邊疆ノ地方行政官廳ニ於テハ確定ノ實地ヲ
 兼實ニ實地ニ付サルニ依リタルニ付聯合國最高司令官ニ在テ實現スル
 カレタル

二 地方行政權ノ併收ヲ以テ海軍文書ノ五項ニアル聯合國最高司令官ノ委任
 ニ基キ得ニ任務ヲ解キタルモノナリトノ解釋ヲ餘額ニ於テ國領スル旨
 合ナレトセス采レテ最高司令官ハ之ヲ認メアルヤ其ノ點ニ關スル解釋ヲ

大日本帝國政府

ラレタル

懸案
寫字部

(分類) A1001-2

電信案

外務省

蘇聯總領事以下三十六名(中)婦女子年五
 名並ニ朝鮮南部ニ在リト推定セラル傳書使
 G.G.ポスタスコフ B.A.ピチコフ
 一安否取調方依頼セル趣ナル付テハ
 右所取調上御回電相成度

電信案

外務省

朝鮮總督府文書課長宛 政務局長ヨリ
 マツリアーサー司令部情報ニ依レハ蘇聯
 政府ハ在莫斯科米國大使ニ對シ京城在ル

昭和二十年八月十日 午後一時六分發

件名宛
 朝鮮沿岸沿河沿河之書洋景
 件在(解)の官憲再否内合(注)

第 六 八 號

記録件名
 重光大臣

主管
 政局長
 主任 政

發電係
 昭和二十年八月九日起草

記帳済

昭和二〇一一〇〇九 平 京城 九月十二日一五〇〇發 連

本省 十三日一二〇五着

重光外務大臣

龜山參事官

第六號 至急・親展

（在蘇聯軍司令官ト聯絡方ニ關スル件）

往電第三號第一項ニ關シ

九月十二日十一時半在京城蘇聯總領事ヲ往訪自分ハ聯合軍ト直接總督府トノ間ノ事務連絡援助ノ爲東京ヨリ派遣セラレタルモノナル次第ヲ告ケ先ツ第一ニ北鮮ニ滯留中ノ多數邦人ヲ速カニ南下センメ度ク之カ交渉ノ爲平壤ニ赴キ蘇聯軍司令官ニ面會致度ニ付斡旋アリ度キ旨申入レタル處同總領事ハ實ハ自分ノ方モ同軍ト直接連絡ノ途ナカリシカ本朝同總領事館ノ「コンスタンチノフ」副領事ヲ米軍代表ト共ニ汽車ニテ平壤ニ派シ連絡ヲ取ラシムルコトトセル次第ニテ同副領事カ歸任セハ連絡可能トナル見込ニテ又多分蘇聯代表モ當地ニ

電信寫

來ルヘント思考セラルルニ付右副領事ノ歸任迄本件ハ待タル方適當ナルヘント答ヘタルニ付本官ハ重ネテ總領事ノ好意的斡旋方ヲ依頼シテ辭去セリ

(了)

第四部
外務省

(朝鮮)

A'1.0.0.1-2

<p>重光外務大臣宛 在京城 龜山 參事官發 二〇一九一十一</p>	<p>第四号</p>	<p>在滿大使館 日笠朝鮮課長ヲ具作的事情 説明、爲上京セシム 尚別電ヲ三号ハ本件</p>	<p>二、想 ^拘 速早 實現方 御取計乞フ</p>		
--	------------	---	---	--	--

電信

外務省

(急至)

送 受 及 號 局 議 合								日 月 付 受 及 號 省	
第	第	第	第	第	第	第	第		
號	號	號	號	號	號	號	號		
送	送	送	送	送	送	送	送		
月	月	月	月	月	月	月	月		
日	日	日	日	日	日	日	日		
								722	
朝鮮北半ニ於ケル地方行政権ノ接收ニ								案起	
朝鮮政務總監監宛								昭和二十年九月十日	
電報案 (一部要備略子)								局受	
次官								月第	
木田								日號	
次官 文書課長								局送	
管理局 長								月	
主査 庶政課長								日	

甲乙ノ種別
乙

決判 月 日文書課長

施行 九月十日

印

規格 B5
9300

0088

第	第	第
號	號	號
送	送	送
受	受	受
月	月	月
月	月	月
日	日	日
日	日	日

園之聯合國最高司令官ニ對シ折衝亦

要受ノ件左記ノ通告了知相及度南

追る

地方行政権接收ニ關シ最高司令官ノ

委任ノ有無ニ關シテハ理論トシテハ鬼

角實際問題トシテハソ聯ノ從來ノ態

度ニ終ニ論議ノ益ナキニ決スヤト

一九四五年十一月

原 承 名

要スルヲ得ズトシ日本行政官ノ施政ノ責任ヲ解
除スル場合我方ハ之ヲ拒否スルヲ得ズ

三、此ノ場合朝鮮ノ三八度^南以北ニ依リ施政ノ態^度存^在ヲ異
ニスルコトナラズ右ハ米國最高司令官トシテ
軍司令官トシテ我方トシテハ兎ヤ角
言ヒ得ズ、我方ノ謂ヒ得ルハ三八度以北ニテハ

一、最早我方ニ於テ聯合國側要求事項ヲ審
大日本帝國政府

施スルノ責任ヲ負ハサント
二、右地域ニ残存スル
邦人ノ生命、財産ノ保護ヲ求ムルコトノニ莫ク
ミナリ

合 議 局 號 及 受 送 月									主 管 局 號 及 受 送 日 月
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	
送 受 號	送 受 號	送 受 號	送 受 號	送 受 號	送 受 號	送 受 號	送 受 號	送 受 號	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
									本電當局ノ去張員田中瑞二御傳
									朝鮮會房總務課長宛
									電報 宛
									管理局長
									行政課長了事務官
									管理局長 爲
									主任
									昭和二十年九月十四日
									案起

丙

行 九月十日

昭和二十年九月十四日

主任

0093

日	第
第	第
號	號
送受	送受
月	月
月	月
日	日

八ノ一 民政課長朝鮮出張ノ予定ハ
 八ノ二 病氣ノ為途中ヨリ引返ヘタルニ付貴官

ハ一 應鮮内情況ノ把握ヲ了セバ歸
 一七ノ一 七カエ 稲田

廳セラレ度尚外務省派遣官タル連中
 三ノ一 三ノ一

奉事官ニ連絡シ上民政課長ニ
 フトツケタル 言傳

事項ニ付調査ノ上復命相成度
 八ノ四ニ 一ノ一

昭和二〇 一一一七七 平 京城 九月十八日一五〇〇發 連
一一一七八 本省 二十日一六四五着

吉田外務大臣

第九號 (至急)

龜山參事官

本官ノ平壤行ニ關スル其ノ後ノ經過概況左ノ通り

十七日日本官再度蘇聯總領事ヲ往訪平壤蘇軍司令官トノ會見幹旋方
ホテ依頼シタル處同總領事ハ明十八日蘇聯副領事京城發ノ特別列車
ニテ平壤ニ赴クニ付同官ニ會見ヲ幹旋セシムヘキ旨答ヘタルニ付本
官ハ其ノ厚意ヲ謝スルト共ニ右列車ニ便乘方依頼シタル處米軍側
許諾アレハ差支ヘナシト述ヘタリ

依ツテ同日米軍司令官祕書官室ニ「ニューマン」大佐ヲ往訪平壤行
ノ理由ヲ述ヘ蘇聯總領事トノ會談ノ内容ヲ傳ヘ同國副領事ノ搭乘平
壤ニ向フ列車ニ便乘ノ許可ヲ得タキ旨申出テタル處同大使ハ先ツ貴
官ノ身分證明書記ノ終戰連絡事務ニ關スル總督府援助ノ任務ハ總

0096

督府ノ無クナレル今日ニ於テ既ニ終了セリト解セラルルカ尙當地ニ
備留セラルル由如何ト尋ナタルニ付本官ハ右任務ハ終了シタルモ
本官ハ尙本省ヨリ在野本邦人ノ引揚問題等ニ就テモ努力スヘキ旨ノ
訓令ヲ受ケ居リ今般平環ニ赴カントスル目的モ之ニ有リト答ヘタル
處同大佐ハ自ラ席ヲ外シタル後明十八日ノ特別列車ニ便乘平壤行ノ
旨差支ヘナキ旨回答アリタルヲ以テ本官其ノ厚意ヲ謝シ辭去セリ
同日夕刻米軍軍司令部政治顧問「ベニトホツ」氏ヨリ同官モ右列車
ニテ同道スヘキ旨ニ付明勅京城驛ニテ面會スヘシトノ電話アリタル
カ其ノ後約一時間ヲ経テ再ヒ同官ヨリ明勅ノ平壤行ハ困難トナリタ
ルニ付取止メニ致シ度ク其ノ理由ハ明勅來訪ヲ得テ説明スヘキ旨電
話アリタリ依ツテ本官ハ十八日勅「ベ」氏ヲ往訪セル處同官ハ昨夜
東京總司令部ヨリ貴官ノ平壤行差支ヘナキ旨ニ付同地蘇聯軍司令部ノ
正式同意ヲ取り付ケタル旨電ムカシムヘシトノ電話アリタルヲ以テ
不取敢本職ノ出發ハ之ヲ延滞スルコトトシ自分ノ方ヨリ蘇聯軍ニ交

0095

涉同軍司令部ノ右許可取付方盡カスヘキニ付突迄待タレタシト述ヘ
タルヲ以テ本官ハ其ノ厚意ヲ謝シ今後ノ盡カラ依頼シ置キタリ
同官ハ在北鮮日本人ノ引揚ニシテ南鮮經由ナル限り米軍トシテモ密
接ナル關係ヲ有スル次第ナルヲ以テ將來貴官ト蘇聯軍トノ交渉經過
ハ直チニ米軍側ニ通報アリタシト云ヘルヲ以テ本官之ヲ諾シ置キタ
リ
(了)

昭和二〇一一一九〇 平 京城 九月二十日一八〇〇發 連 人
本省 二十一日一三四五着

吉田外務大臣

龜山參事官

第一三號(至急)

二三氣付ノ點左ニ電報ス

一、在鮮日本人教育問題、日鮮債權債務ノ決濟申入レ及在鮮日本銀行
券ノ處理問題、接收セラレタル在鮮官廳及鐵道等ノ職員従業員ノ
措置問題、其ノ他在留民及其ノ事業財產保護問題等緊急處理ヲ要
スル事項ニ關シテハ中央ニ於カレテモ折角御研究乃至聯合軍ノ基
本原則ニ就キ御折衝中ノコトト存スル處就中在鮮各學校ニ在學中
ノ學徒ニ對シ同種内地各學校ニ然ルヘク轉校シ得ルノ措置ヲ緊急
御決定實行ニ移サルルコト竝ニ小學教育ノ措置方ニ付テハ緊急基
本原則御決定相成ルコト在鮮日本人父兄ノ切實ナル要求ナリ

三、往電第一〇號ノ如キ事務ニ從事スル爲ニハ解任セラレタル朝鮮總

官府自史中ニモ適任者少カラサルニ付之等適任者（主トシテ奏任
 官以下）ヲ外務省ニ特目ヲ命シ本件事務委員ニ當ツルコト適當ナ
 リト存ス右可能ナラハ其ノ詮衡内示ヲ待テ富方ヨリ適任者ヲ推
 薦致スコトト致シ度シ
 本官等ノ今後ノ使命ニ付明確ナル御指向ヲ仰キ度且其ノ職務執行
 ニ付聯合軍總司令部側ノ諒解御取付枯煩度シ
 （了）

外務省

0100

電信寫

照會二〇一一七二七 平 京城 九月十九日一四〇〇發 連
 本省 十月二十四日〇九二五着
 吉田外務大臣 京城日本人世話會會長 穗積眞之郎
 （日本政府涉外機關設置方ノ件）
 朝鮮ニ於テハ御承知ノ如ク在住日本人ノ中心機關トシテハ僅ニ過般
 満足セル日本人世話會アルノミ然ルニ世話會ハ全ク私的機關ニシテ
 在住日本人ニ關スル各種問題ノ處理上不便・不利少カラズ依テ速ニ
 日本政府ノ涉外機關ヲ京城ニ設置セラレ度此之段懇願ス
 適テ本件ハ在住日本人ノ均シク渴望スル所ニシテ且米軍政ノ圓滑ナ
 ル進登ニ協力スルカ爲ニモ其ノ速急實現ヲ必要トス
 右箇卜御寫配ヲ請フ（了）

0099

昭和二〇 一一一八五 平

京城 九月十九日一八〇〇發 管、連
本省 二十一日一三四三着

吉田外務大臣

龜山參事官

第一〇號 (至急)

(要員派遣ニ關スル件)

管理局長發本官宛電報ニ關シ

主トシテ在鮮殊ニ北鮮日本官民ノ生命財産ヲ保護スル爲ノ事務、日
 本入世話會ト連絡シテ在留日本人ヨリノ各般ノ相談ニ應スル事務、
 内地引揚希望者ニ對スル援助並ニ目下朝鮮ニ滯留中ノ滿洲引揚民及
 今後朝鮮經由引揚クルコトアルヘキ滿洲在留民ノ援護及送還事務等
 ニ當ラシムル爲本省ヨリ適當ナル人員ノ御派遣ヲ願度キ趣旨ニシテ
 本件人員ノ派遣ニ付テハ日本人首腦者解任前ノ總督府側ト詰合濟ナ
 レルニ付本件及基ヲ派遣場所等ニ付テハ中央ニ於テ日本政府ト聯合國
 ニ米蘇側トノ間ニ交渉ノ上御決定ヲ仰クヘキ事項ト存シ居レリ
 猶目下上京中ノ日笠書記官ヨリモ御聽取請フ(了)

昭和廿年九月廿三日

自由市場價格ニ関スル件

曩ニ終戦後ニ於ケル京城府内ノ自由價格調査ヲ実施
 セシ處、爾後諸種ノ要因ヨリシテ價格ニ変動ヲ生ジタル爲
 今後ハ定期的ニコレガ調査ヲ実施スベク計畫致シ候
 概要ハ寧月二回(一日、十五日)市内重要地帯ヲ限り露
 店類似ノ自由商人並ニ店舗ニ於ケル常態ヲ調査スルモノ
 ニ候間此段貴意ヲ得度候ト共ニ別紙ノ通り今回実施
 ノ結果ヲ御報告申上候

調査課

凡 例

- 一 調査日時九月廿一日午前十時ヨリ正午ニ至
- 二 調査地ハ左ノ三ヶ所
 - 本町通(自一丁目至五丁目)黄金町(二丁目ノヨリ)
 - 原町通(自京城駅至錦糸町)
 - 鐘路(自和信前五丁目)東大門区新設町附近
- 三 價格單位ハ圖トシ數量單位ハ最モ多ク賣買サレテ
 止ルモノヲ用フ